

第六十五回国会
衆議院法務委員会

昭和四十六年三月十二日(金曜日)
午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 岡沢 完治君

石井 桂君

河本 敏夫君

千葉 三郎君

永田 亮一君

山田 太郎君

理事 銀治 良作君
健司君

理事 福永 健司君

島村 隆美君

江藤 一郎君

中尾 栄一君

田中 武夫君

青柳 盛雄君

盛雄君

同日

辞任

田中 武夫君
中澤 茂一君

補欠選任

田中 武夫君
中澤 茂一君

補欠選任

てあります。実は民事訴訟法におきましては、ずっと昔から「通事」という表現を用いておりまして、今回の立法にあたりましては、なるべく民事訴訟法自体に影響を及ぼすという態度をとりませんでいたために「通事」ということは踏襲しました。そこで、今回の立法にあたりましては、なるべく民事訴訟法に影響を及ぼすという態度をとりませんでいたために「通事」ということは踏襲しました。そこで、今回の立法にあたりましては、なるべく民事訴訟法に影響を及ぼすという態度をとりませんでいたために「通事」ということは踏襲しました。

このことは裁判所法の改正及びそれに伴う民事訴訟法の改正によりまして、裁判権のほうではそういうことになつてゐるわけでございます。したがいまして、そういうふた裁判所の手数もかかります。

し、当事者の利害が大きい事件の申し立ての手数料の額といふものも、やはりそれ相応の額でなければならぬといふふうに考慮たわけでございます。

したがいまして、この種の事件につきましては、裁判権の帰属に合わせまして地方裁判所の取扱いがます財産権上の請求の訴えのうちの最も低いところ、つまり三十万円をこえるわけでございますから、三十万円をこえ三十五万円までは五万円をさみて同額といふことになりますので、そこで三十五万円とみなすことにして、その地方裁判所の一一番低いものに合わせるというふうにいたしたわけでございます。

いたしました。

から証拠調べの段階、裁判の段階というふうに分けまして、手数料をそれぞれ取っていくといふような考え方をとるかというような点が、まだ検討当初であったのでございます。したがいまして、その段階で、從来とつておりましたように、事物管轄の限度額と非財産権上の請求のみなし価格といふものを一致させるということが、実は決断がつかなかつたわけでございまして、もう一年検討したいといふふうに考えていたのでございます。**○岡沢委員** 別の質問でござりますが、第一条に「他の法令に定めるもののほか」、といふふうにあります、「他の法令」というものは具体的にはどうじうものが考えられるわけでございます。

法に書いてあるわけでございまして、そういうものは訴訟訴訟手続法にまかせる。そして費用の負担というものはほかの法律で定められまして、その費用の中身、額ということをこの法律で網羅的に書いていくという方針をとつたわけでございます。したがつて、そういうふた各訴訟手続法の定めが他の法令に定めがあるものということになるわけでございまして、これは刑事につきましても、刑事訴訟法の百六十四条あるいは百七十一條に、そもそも証人が日当、旅費等の請求権を持つという規定があるわけでございまして、他の法令とはそういうものをさすわけでございます。

○岡沢委員 第二条、民事訴訟等の費用の範囲、額等について、いわゆる列挙主義に改められました。従来は概括主義だったと思いますが、その利害、また列挙主義にはそれなりの利点があつてこそ新しく御採用になつただと思いますが、やはり欠陥もそれなりに考えられるわけなので、どういうメリット、デメリットをお考えになつておるか、考え方される点を御指摘いただきたいと思います。

○眞家政府委員 御承知のとおり、現在の民事訴訟の費用の範囲につきましては、現行の民事訴訟費用法の第一条で「権利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナル限度ノ費用」というようなことで限度を画しておるわけでございますが、二条以下はそのうちの一部につきまして金額を定めている。したがつて範囲につきましては、この一条がものをいうと申しますが、一条によつてその範囲の限界が画されると解釈せざるを得ない、こう思うのでございますが、それが非常に抽象的な表現を用いておりましたために、個々の事件におきまして一体訴訟費用に入るのか入らないのか、権利の伸長または防御に入れるのか見得るのかどうかという点に若干の疑義のございますものがあつたわけでございます。

そこで、今度の法律案におきましては、手続法の要求する行為をするために必要な最小限度の種目を列挙いたしまして、その額もでき得る限り

これをはつきりさせたということでござります。したがつて、現在解釈上はつきりはいたしませんけれども、入るのではない、あるいは入らないという意見もござりますが、そういうふた分かれておるような若干のものにつきましては、はつきりとそれを除いたといふものもございまして、また従来はつきりしていかつたものを明確に書いたという点がございます。現在はつきりしておりますが、これは訴訟準備の前段階のものでございましたしましては、たとえば訴訟委任のために弁護士のもとにおもむいた旅費というようなものでございますが、これは訴訟費用によるのだという見解もあります。これも訴訟費用になるのだという見解もあるようでございますけれども、今度の法律案ではそれは入らないのだということを、列挙主義から当然でございますけれども、そういう態度をはつきりさせているわけでござりますし、また訴状その他の書面を裁判所に提出するための費用につきましても、現在の法律、民事訴訟費用法では、その他必要な費用は実費によるといふようない十五条の規定によりまして、その金額の計算がはつきりしていかつたわけでござりますが、今回の法律案では、これを提出の費用といたしましては郵送の方法でやれば足りるわけでござりますから、そういうものの提出のための旅費といふものは入らない。これは郵便料金で計算をすると、いうことをはつきりいたしております。したがつて、従来不明確なもののがはつきりした、範囲につきましてもその額のとらえ方につきましてもはつきりしたという点は一つの大きなメリットだと思います。

ただ、考えられる欠陥といつてしましては、これは現在の手続法規におきまして十分な検討の上必要な最小限度の費用を列举したわけでござりますが、将来特殊な手続ができまして、それによつて当然これは権利の伸長または防御に必要な費用があるはずだというような事態になりました場合に、それはこれからは抜けるのではないかといふ問題もあるかと思います。しかしながら、それは

○岡沢委員 その列挙主義と関連しまして、前回松本委員からも質問がありましたが、今度の場合はいわゆる弁護士費用を訴訟費用の中に含まないという態度でございますが、この問題については臨時司法制度調査会等でも論議されたところでございますが、お入れにならなかつた理由を、前回の松本委員に対する御答弁と重なつてもけつこうでござりますが、簡単にあらためて明らかにしていただきたいと思います。

○貞家政府委員 わが国の民事訴訟につきましては、弁護士強制主義、つまり弁護士でなければ法廷活動ができないという制度はとつておりますけれども、現実の問題といつしまして、よほど簡単な事件でございませんと、訴訟を遂行するにあたりましては弁護士を代理人とすることが必要であるということは否定できませんところでございます。そこで俗なことばで訴訟のための費用ということを考えます場合には、弁護士に対する報酬、弁護士に支払つた報酬というものが非常な大きなウエートを占めるといふことも間違ひないところでございます。したがいまして、これが法律上の訴訟費用の範囲に入らないということは、裁判による国民の救済を不十分にするものだという非難は確かにあるわけございまして、そういう観点からは、弁護士に対する報酬も、何らかの限度におきまして民事訴訟費用の一部にするということが適当であるという意見が唱えられておりますことは、先ほど御指摘の臨時司法制度調査会の意見を見ても明らかでございます。しかしながら、これは臨時司法制度調査会の審議の際にも意見が出来ましたし、また現在におきましても、おむねそれと同様の議論がなされているよう見受けられるのでございますが、こういった方向に対しま

してはやはり消極論もかなり根強いように思われるのですが、敗訴者に弁護士に対する報酬まで負担させるということではあまりに酷になるのではないか。特に敗訴者というものが非常に経済的弱者であることが多い現状を見ると、これに報酬まで負担させるということは、ますますその負担が大きくなつて、道義に反することになりはしないかという御意見がござりますし、また弁護士報酬を訴訟費用化するということは、必ずしも弁護士に対する報酬を法定化するというようなことと結びつくものでは理論的にはないわけございませんけれども、どうも事の成り行きとして、弁護士に対する報酬といふものが低い水準に抑えられるという傾向を生みやしないかといふ懸念と申しますか議論もあるわけでございます。この点は諸外国にも例はござります。訴訟費用化しておられます代表的なものとしましては、英國あるいはドイツでございますけれども、アメリカはそういうふうにしておりません。

○岡沢委員 その点よく承知いたしました。

○岡沢委員 その点よく承知いたしました。

も本案の主張とそれに対する防衛ということに勢力を注ぐということが望ましいのではないだろう

○貞家政府委員 御指摘のとおり、現在の訴えの

○貞家政府委員 御指摘のとおり、現在の訴えの提起の印紙につきましては、十万円、五十万円と

1

○岡沢委員 その点よく承知いたしました。
従来手数料を取られました期日指定、弁論統行、答弁書あるいは証拠の申し出等のいわゆる申込の申し出に、今度はそれを取りにならないようになりますか、その理由といいますか、根柢うに定めませんものにつきましては、十円あるいは二十円といり、今日の経済事情から申しますときめで形式的なさまたな金額の印紙を張らなければならぬといふようなことになつてゐるのでござります。ところが、申し立ての中には、先ほど申し上げましたように、期日指定の申し立てとか、あるいは証拠の申し出などといふように、どんな事件でも必ずひんぱんに数多く行なわれることが予想されている申し立てがござります。こういった申し立ての手数料といふものは、そもそも考えてみますと、訴えを起こすということ自体の中に事柄として含まれているべきものでないだらうか、そう考へられますので、こういつた中間的な申し立てにつきましては、無差別にそのつと形式的にあまりたいした意味のない金額の金銭を徴するということは、手数料の徴収のしかたといふ点しまして、いかがであらうかといふことがまず考へられたわけでございます。これを実際的に見ましても、こういつた各種の申し立てにつきまして、中身は正しくても手数料を納めないから不適切を妨げるということもなるわけでござります。また当事者の側から見ましても、裁判所の側から見ましても、そういつたさまたな印紙の叶用、それを調べるといふことにもなるわけでござります。また当事者も裁判所のほう

も本案の主張とそれにに対する防衛といふことに勢力を注ぐなどいうことが望ましいのではないだろう

1

も本案の主張とそれに対する防衛といふこととに勢力を注ぐといふことが望ましいのではないだらうか。

こういつた見地からかなり大幅にそりいつた中間的な申し立てにつきましては手数料を徴しない、印紙の貼用を要しないということにしたわけございまして、これはたとえて申し立てでございまして、中間的、付隨的な申し立ての大部分でございまから、弁論の続行申請あるいは証拠の申し出、取り立て命令、転付命令の申し立てでございまして、中間的、付隨的な申し立ての大半でございまますとか、破産あるいは会社更生等におきまして仮りの処分を申し立てる、あるいは強制執行におきまして執行処分の取り消しを申し立てる、あるいは支払い命令に対する異議についてもこれを手数料を徴しない。それから公平の観点から訴訟費用は助あるいはその取り消しの申し立てでございまして、なお現在は厳格な意味では申し立てであるとは考えられませんけれども、答弁書のようなものに至るまでさんざいますけれども、重要なものを申し上げれば以上のようなものでございまして、なお現在は厳格な意味では申し立てであるとは考えられませんけれども、答弁書のようなものに至るまで、一々印紙を貼用させていたのでございますが、これも当然はずれる、つまり印紙の貼用を心要としないといふことになるわけでございます。

○岡沢委員 そういう中間の申し立ての手数料を省かれると反面かもしれません、手数料の額についてはかなり思い切った改正案を提出しているわけでございますけれども、訴訟の提起の手数料の額について、別表第一の一項で三十万円とされましたが、これは裁判所法の改正等とも関連があると思うのですが、各刻みが従来の一万円から五万円になつている理由、特に五万円というのはどうこから出てきたのか。それからこれは従来あまり過ぎたからだということで理解できますけれども、今までのものでございますが、引き上げられた理由。こまかいことでございますが、この辺の事情を御説明いただきたいと思います。

○貞家政府委員 御指摘のとおり、現在の訴えの提起の印紙につきましては、十万円、五十万円と

1

○貞家政局委員　御指摘のとおり、現在の訴訟の提起の印紙につきましては、十万円、五十万円といふのが一つの切れ目になつておりますと、訴額に対する手数料印紙額の率がだんだん下がるようになつてゐるわけでございます。つまり低額のものにつきましては一%、中間のものにつきましては〇・七%、高額のものにつきましては〇・五%といふように下がつてゐるわけでございまして、このように下がつてゐるということの理由を考えますと、やはり手数料の額といふものは純粹に訴訟目的の価額の多寡に基づいて、それに比例してきめるという考え方方でございますが、そういう考え方をとつておません。つまり手数料の額のうち、下積み分と申しますか基本料金的なものがあるわけでございまして、そういういた部分については率が高くなつてゐる、それ以上の部分については低率で遞増していくといふような仕組みになつてゐるわけでございます。

そこで、そういうた十万円、五十万円といふ金額でございますが、これはかなり古くからそういうなつてゐるわけでございまして、これを調べてみますと、もちろん刻み方のこまかいところは違つてありますけれども、昭和二十三年以來、十万円、五十万円といふものをその率の変わら分岐点と申しますが、そういう柱として立てていただきでございます。しかし、経済事情が昭和二十三年からはかなり変動しております。一般に訴訟目的の価額がうんと上がつてゐる、また一件当たりの事件処理に要する経費も非常に高くなつてゐるわけでござります。そこでこの十万円、五十万円といふ額は、その後の経済事情に合わせまして、もう少し移動させるのが適当ではなかろうかとうふうに考えたわけでござります。これは必ずしも事物管轄の三十万円と密接に合つてゐるわけですが、どうしません。ただその基準といたしましては、三十万円以下の訴訟といふものは低額訴訟と申しますか、低、中、高と分けますと低のほうに入るものではなかろうか。したがつて、三十万円までの件については一%，それから百万円までの分につ

1

さては〇・七%、それを考るものは比較的高額の訴訟といたしまして〇・五%という低い率の通減の利益を得させるというようく考えた次第でござります。

○岡沢委員 わかりました。

次に、刑事訴訟費用法案に関連して、一、二お伺いするわけでございますが、第二条によりますと、「公判期日若しくは公判準備につき」となつておりまして、新たに公判準備についても規定されてゐるわけありますが、訴訟費用の範囲が現行と変わつたことになるのかどうか。刑事では現在は公判前に裁判官が取り調べる証人、鑑定人等に対する旅費、日当、宿泊費等の支給については、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法が適用されているわけでござりますけれども、本案では公判の前後で区別していないようになりますが、その辺御説明願ひたいと思ひます。

○貞家政府委員 結論から申し上げますと、被告人その他の者に負担させることができる訴訟費用の範囲は、現在の解釈と全く変更がございません。現在「公判ニ付」という表現を刑事訴訟費用法がとつておりますけれども、これは公判準備、つまり第一回公判期日後に公判期日外で証拠調べを行なう場合は、刑事訴訟費用の中に入つていたわ

そこで、裁判所の行なう手続と裁判官の行なう手続とあるわけでござりますが、裁判所の行なう手続としては、まず公判期日にやる場合があります。それは当然刑事訴訟費用に入ります。それから公判準備、つまり先ほど申し上げました第一回公判期日後に公判期日外で証拠調べをするというような場合、これも現行法の解釈として訴訟の費用の範囲に入つていたわけでござります。裁判官の行なう手続といたしましては、これは第一回公判期日前に被告人あるいは被疑者、弁護人の請求によつて、証拠保全の手続をいたす場合がござりまして、

ます。これは刑事訴訟法第百七十九条でござりまするが、この場合にも証人に対する給付を必要とするわけでございます。それから第一回公判期日前のものといたしましては、検察官の請求によつて手続につきましては、現行法で、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法によりました場合もござります。こういった裁判官の行なう手続につきましては、現行法で、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法によりました場合によりましてその金額が定められておりますのでございますが、これはむろん現行法におきましても、今度の改正法におきましても、訴訟費用の範囲には入りません。

そこで、今度の法律案は、訴訟費用の範囲とあわせまして、刑事の手続において証人等に給付するものの内容を規定しているわけでございまして、訴訟費用になるかどうかということとは関連がない規定もあるわけでござります。ところが、従来二つの法律によってそれぞれ額が定められていたのでございますけれども、その根拠といいたしましては、いずれも刑事訴訟法の規定でございまして、これが訴訟費用になるかならないか、つまり被告人に負担させるべき訴訟費用になるかならないかということによりまして、法律を二つに分けておくということは不便でもあるし、必ずしも望ましいことではないのではないかというふうに考えまして、今度の法律案では、そういつた被告人等に負担させる訴訟費用の範囲、それに見合ふものと、それ以外の裁判所、裁判官が刑事の手続の上において証人等に給付するその内容とどうものをあわせて規定することにしたわけであります。今後一本になりますて、先ほど申し上げました公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法は、その題名も改めまして、結局検察官の取り調べる場合だけに関する法律にするといふふうな仕組みにしたわけでございます。

額の範囲内で裁判所がきめる。法律事項からどういうふうに最高裁判所の規則に改められた理由はどこにあるのか、お尋ねします。

○貞家政府委員 証人等の日当その他旅費、宿泊料等の額でござりますが、これは御承知のとおり、最近数年間におきまして、経済事情に合わせまして、毎年少額ずつ増額をいたしております。そのたびごとに国会の御審議をわざらわしたわけですが、こういった他の者に対する給付の内容でございまして、経済情勢の変動に合わせて常に変えていかなければ適当でないというようなものにつきましては、最近の立法例といたしましてはほとんど法律以外の、法律以下の法形式に委任していられるものが大部分でございます。またたまこの民事、刑事の訴訟費用は非常に古い法律でござりますので、それを法律の形式によって金額を上げていくという形式を從来踏襲していわたげでございますけれども、同じく裁判所関係でございましても、家事審判あるいは民事調停における証人等につきましては、家事審判法による申立手数料等規則、あるいは民事調停法による申立手数料等規則と、いうようなものがございまして、これまでに古くから——古くからと申しましてももちろん戦後でございますけれども、ずっと裁判所の規則で金額を定めることになっていたのでござります。

それで、今度それらを統合いたしますにつきましては、これを法律で金額まできめて、経済情勢に合わせて少額ずつ変更していくというのは、やはり現代の要請にはかえってマッチしないのではないかと考えまして、給付額の上限の決定は最高裁判所の規則に委任するという態度をとったわけですがございまして、これは司法関係あるいは行政関係についても同様でございます。たとえば、議院に出頭する証人の旅費、日当でございますが、こういったものも支給規程がございまして、両院の議長の協議によつてきめるというような形になつてゐるわけでございまして、そういった司法、立法、行政、各方面の立法例にならつたということ

○岡沢委員 最高裁にいまの証人の旅費、日当に
関連してお尋ねいたしますけれども、今回のこの
規則できめようとしておられる証人、鑑定人の日
当の最高額は大体どれくらい予想しておられる
か。それとあわせまして、現実に支給する場合の
基準、これは各級裁判所がそれぞれきめると思う
のですが、やはり最高裁が基準をお示しにならな
ければばらばらになると思うのです。基準です
ね、その基準と関連して当然この日当の性格とい
うものが問題になるだろうと思うわけですが、最
高裁としては日当というものはどういうふうに規
定されておられるのか、もちろん人によつても違
うといふようなところが大きな問題にならうかと
思いますが。

あわせまして、時間の関係で、当然いま公害訴
訟なんかで、ドイツからレンツ博士を呼ぶといふ
ような問題も起つてこようと思うのでございま
すが、いわゆる外国からの証人の喚問に関連して
の費用、日当等についてどういう御配慮をなさつ
てはいるのか。あわせましてお尋ねします。

○牧最高裁判所長官代理者 お尋ねのうち、日当
額でござりますけれども、現行法におきましては
証人の日当も千六百円と定められておるわけでござ
います。それから鑑定人その他の分につきまし
ては千四百円でござりますが、定められておるわ
けでございます。したがいまして、この刑事訴訟
費用等に関する法律が成立いたしましたならば、
最高裁判所の規則を定めて、その額の上限を定め
なければならぬことにならうかと思ひますの
で、現在は準備でございますけれども、事務的に
は一応それを千六百円の証人等を千七百円、それ
から鑑定人等の千四百円を千五百円に引き上げた
いというふうに考えておるわけでございます。

それから、その支給でございますけれども、
証人日当の性格あるいは鑑定人等の日当の性格に
つきましては、私どもは特に法律に規定はござい
ませんけれども、一応証人が裁判所に出頭するた
めに要したいろいろな湯茶あるいは弁当等の費

用、そういう意味で実質的に自分のほうから支払った雑費、そういうものを補償する面が一つと、それから裁判所に出頭することによってみずから本業のほうに行なえなくなつたということに伴つて、得べかりし利益が得られなかつたといふ意味での逸失利益の補償という二つの面があろうかといふふうに考えておるわけでございまして、それに従つて証人日当等の額を考へていかなればならないのではなかろうかといふふうに考えております。

なお、この両訴訟におきましては、原告側に訴訟救助が許与されておりますので、出頭日^当、旅費等は国が立てかえて支払うということにならうと存じます。

実の基準が設けられているようでござりますが、法律におきましては、それをかりに書くといいたしましても、同義同語反復と申しますか、きわめて抽象的なものにならざるを得ないということから、法律で書くといふ態度はとらなかつたわけでござります。

たって検討を要するところのようなものは、いまのところ見受けられないわけでしょうか。

高
中
英
文

○青柳委員 今度の改正で、この民事訴訟の手数料の基準が一応きまつておりますけれども、その基礎になる訴訟物の価額についてどういう基準でどう評価するかということは、具体的に個々のケースを見てきわづけることを思ひますが、そ

○青柳委員 法律でそういう基準を設けるのは技術的な観点から実情に必ずしも合致しない。あることは公平性が保てるかどうか疑問だというようなことも現にあると思いますけれども、それはそれとして、それを認めるすれば、具体的には個々の裁判所がきめるといいましてもこれは裁判所の扱いがそれぞれ独自であると、ある裁判所へ持つていけば安いが、向こうの裁判所へ持つていくと

易裁判所の事物管轄が三十万円としうることになつた關係から、地方裁判所の管轄すべきものが、例に三十五万円がきめられるといふような形に理解されるわけでござりますけれども、これは訴訟費用法のほうでこの財産上の請求でないものは管轄の關係では三十万円をこえるものといふようにきめられたといいたしましても、費用の点では当然三十万円こなすればならないといふふうで

高いといふようなことになります。どうも不公平になる。管轄はいずれも法律できまつてゐるわけでありますからやむを得ないということになるかもしませんが、しかし、法律できまつてゐる管轄も必ずしも一専属管轄とはかりは限らない場合もありますので、扱い方によつては別な裁判所へ持つていつてもいいわけでございます。そうなりますと、甲の裁判所へ持つていくと高いけれど

○瀬戸最高裁判所長官代理者 ます事件の統説
お話し申し上げます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 最終的には訴えをもつて主張する利益の類、これを受訴裁判所が判断してきめるということになろうと思うのであります。ですが、受付段階におきます事務処理の円滑を期するという観点から、昭和三十一年十二月十二日に民事局長通知といふものを各裁判所に流してございまして、この中で一応の基準といたるのをきめました。

が八万一千三百二十四件ございますが、そのうち人事訴訟が三千百四十一件、その余の非財産権の訴訟及び額算定困難な訴訟、これが六百八十九件ございます。合計しますと三千八百三十三件。昭和四十四年度におきましては、既済総数が八万五千五百九十二件、そのうち人事訴訟が三千四百五件、その他の算定困難な訴訟、非財産権上の訴訟が五百二十五件、合計三千九百四十件という結果になつております。

めております。受付段階におきましてはそれで処理をするということいたしております。

今度の改正法におきまして、これらの訴訟がどの程度改正手数料の結果増額になるかというところは、個々の問題については正確に検討したわけではありませんが、非財産権上の訴訟の訴額を一十五万円とした場合には、おおむね一千万円の

第一類第三號 法務委員會議錄第十一號

収にならうかと思ひます。

○青柳委員 一千万円の増収はなかなか捨てたものではないと思ひますけれども、法律的に考えて、行政事件とかあるいは非財産的な請求、人事事件、そういうものは地方裁判所の管轄なんだということにすることは、必然的に三十万円をこえるんだからそれは三十五万円の計算でいいんだということになるのかどうか。その点についての合理的な検討は行なわれたのかどうか。訴訟法の中で、管轄は管轄、費用は費用で別に考えてもふしきはないと思うのであります。その点は検討されたかどうかですね。

○貞家政府委員 確かに御指摘のとおり、管轄の問題とみなし価額の問題は論理必然的に結びつくものではないと存じます。しかしながら、現実の訴訟の内容を考えてみると、そういう財産権上の請求でない訴訟につきましては、一般にその手数と申しますか、内容の困難性という点から申しますと、まさに地方裁判所の管轄に属させるべき事件でございまして、その内容も複雑困難である、また、当事者がそれによつて得喪する利益といふものもかなり重大なものがあるといふように考へられるわけでござります。そこで、こういつたものにつきまして、特に手数料の点で優遇すると申しますか、安い価額に合わせるといふもの一つの立法論としては考へられるわけでござりますけれども、やはり裁判所の一般的な手数料をどれだけかけるかというような点に着目いたしますと、せめて地方裁判所に持つていく訴訟の最低のもの見合程度は手数料を徴収すべきではなかろうかといふふうに考へられるわけでござります。

そこで、こういつた同じような制度を持つておりますドイツの法制なども調べましたが、ドイツにおきましては、千五百マルクが管轄の分岐点、一般に千五百マルクをこえれば地方裁判所に事件がないるのでござりますけれども、こういつた非財産権上の請求につきましてはこれを三千マルクとみなす、これはたしか現在、その手数料が七十マルク程度だと存じます。日本の法制よりはやや

高い手数料を取つておりますから、その程度になりますのでござりますが、そりいつた点も研究してみたわけでござります。

なお、先ほども事件数の紹介が裁判所当局からございましたけれども、そのうち人事関係の訴訟において、かなりの手間がかかることが一般的に言えるかと存じます。また、非財産権上の請求として重要なものは、株主総会の無効確認等の会社訴訟であるといふことは、これは申し上げる必要もないかと存じます。

さらに、非財産権上の請求について、必ずこの規定によりまして三十五万円とみなされるかといふことになりますと、必ずしもそらはならないの

でございまして、今度の法律案の四条の三項にございまして、「の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴

訴の目的の価額による」という規定がございます。したがいまして、たとえば人事関係の離婚とか婚姻の無効とかそういう純粋な人事訴訟にあ

わせまして、慰謝料の請求なり財産分与の請求なども含めます場合には、その金額によって計算するといふことになるわけございまして、その場合は、この三十五万円とみなして

立てるが千八百十五件ございまして、免除されることは、お調べになつたことはありますか。

○青柳委員 いまの数は、非常に少ないといふことは、その絶対数だけ見ればそのとおりでございますが、既済事件の数がお示しがなかつたし、

ペーセンテージが出されませんでしたから、全体から見ると、大まかにいつて何%くらいかといふことは、お調べになつたことはありますか。

○牧最高裁判所長官代理者 判決あるいは決定の段階での数はわかりましたが、取り立て実績というのはこれと全く同じではないと思ひますけれども、それもお調べになつたことはありますか。

○青柳委員 法務省のほうではいかがでしょう

か。

○青柳委員 次に、刑事訴訟の費用についてお尋ねをしたいと思うのであります。が、刑事裁判で有罪になつた被告に訴訟費用を負担させる、これが原則で、あとは裁判の中でも、全部または一部を免除してやる、あるいはいよいよ確定後の取り立ての段階で、また事情によつては免除の決定もありますが、百件に一件程度といふことを申し上げてよろしくかと思ひます。

○青柳委員 次に、刑事訴訟の費用についてお尋ねをしたいと思うのであります。が、刑事裁判で有罪になつた被告に訴訟費用を負担させる、これが原則で、あとは裁判の中でも、全部または一部を免除してやる、あるいはいよいよ確定後の取り立ての段階で、また事情によつては免除の決定もありますが、百件に一件程度といふことを申し上げてよろしくかと思ひます。

○青柳委員 これは初步的な質問かもしませんけれども、服役をいたしまして刑務所でほんのわずかの、報酬といふれるかどうか知りませんけれども、それがいつたからだといふれば地方裁判所に事件

は、この程度免除されていて、あるいはその後執行段階でまたさらにどのくらい減つているというようなことについて、調査をしたことがあります。そのうち、判決において訴訟費用の負担を命ぜられた人員が七万一千九百二十九件ござります。そのうち、判決において訴訟費用の負担を命ぜられなかつたといふものが、二万四千七百二十三件ございまして、比率にいたしますと、大体三四・四%ぐらいにならうかと思ひます。なお、お話しのように、確定後、訴訟費用の負担を命ぜられた者が執行免除の申し立てといふことができるわけでござりますが、その分は、申立てが千八百十五件ございまして、免除されましたが、既済事件の数がお示しがなかつたし、

したがいまして、それらを全部合算をいたしましたと、三六%程度が訴訟費用の負担を免除されることは、お調べになつたことはありますか。

○青柳委員 判決あるいは決定の段階での数はわかりましたが、取り立て実績というのはこれと全く同じではないと思ひますけれども、それもお調べになつたことはありますか。

○牧最高裁判所長官代理者 実績の点は裁判所のほうで関係いたしておりませんので、わかりかねるわけでござります。

○青柳委員 これは初步的な質問かもしませんけれども、服役をいたしまして刑務所でほんのわずかの、報酬といふれるかどうか知りませんけれども、それがいつたからだといふれば地方裁判所に事件

も、支払われる段階もあると思うのですが、そういうものから受刑者に負担させられたものを差し引くということはやつてゐるかどうか。やつてないといふ私は思うのですけれども、その点も……。

○貞家政府委員 お答え申し上げます。そういうことはやつておりません。

○青柳委員 「五%の徵收不能について」は、もうそれ以上の実績をあげることは困難だということで從来どおりのやり方でやつていくのか、それとももつと何か実績をあげようというような方策を考えているのか。私どもからいえば、犯罪者とされて追及される人々は概して社会の落後者でございまして、そういう人たちに訴訟費用を負担させるというのには二重の处罚のよな感じもするわけであります。だからこれを嚴重に取り立てるといふことが、社会的に見てまた人道的に見ても、必ずしも妥当であるかどうかとは相當な疑問があると思うのであります。そういう点で実績が必ずしも一〇〇%でないということありますので、さらにこれを強行取り立てをするといふようなことを考へるとすれば、ちよつと逆行的な感じがするわけであります。この点、いかがございましょうか。

○貞家政府委員 確かに訴訟費用の負担ということは、一種の不可罰的な要素が入つていてるわけですが、被告人に対してもういつたものをございまして、被告人に対する強行取り立てをすると、有罪の判決を受けたりましても、だから財産上の犯罪を犯して得た不当な利得を名前を変えてどうかに隠匿しておく。そして刑をつとめて出てきてからそれを使うというようななまことに不届きしこくな人間もいることは事実だと思うのです。だから、そういうのに對して、被害者側から見ると、何としても弁償してもらわなければならぬという気持ちが強いわけになります。それはそれとして、そういうような場合でも訴訟費用のほうは徵收不能といふことで済ますようにしてるのかどうか。そこまではもう立ち入れないので、犯罪人が犯罪行為によつて得たものをどこかに隠匿してしまつて、どうもそこの所在を追及することは困難であるから、もうそろの努力を一切やめてしまうのだといふことです。それが強制執行する、差し押さえをすることもできるわけではありません。したがいまして、これは極端に申

いた点につきまして、先ほど来説明がございましたように、執行の免除の申し立てというようなことで考慮いたしておりますし、また裁判所が訴訟費用負担の裁判をされる際には、十分資力といたことも考慮されて訴訟費用の裁判がなされるわけでございまして、その後におきましては、これは一種の国の債権ということになるわけでございます。私、所管ではございませんけれども、おそれなくこれを他の一般のものよりも特に嚴重に区分して、あくまでも取り立てるという特別の扱いがされているというようなことはないと存じます。一般的の手続によりまして徵收できないという場合には、これは徵收不能といふことで負債にない限りがつくということになるわけでござります。

○青柳委員 反面から申しますと、つとめさせてればそれで不法行為に基づく損害賠償あるいは不当利得、そういうものは返さなくて済むのだ、だから財産上の犯罪を犯して得た不当な利得を名前を変えてどうかに隠匿しておく。そして刑をつとめて出てきてからそれを使うといふことには事実だと思うのです。だから、そういうのに對して、被害者側から見ると、何としても弁償してもらわなければならぬという気持ちが強いわけになります。それはそれとして、そういうような場合でも訴訟費用のほうは徵收不能といふことで済ますようにしてるのかどうか。そこまではもう立ち入れないので、犯罪人が犯罪行為によつて得たものをどこかに隠匿してしまつて、どうもそろの努力を一切やめてしまうのだといふことです。それが強制執行する、差し押さえをすることもできるわけではありません。したがいまして、これは極端に申

しますと、隠匿のしかたが非常に巧みであるといふことになりますと、これは普通の努力でできぬといふことはあり得るわけでございまして、それとも強盗殺人で無期懲役で大阪刑務所に収容されていた者でございまして、それによつて差し押さえといふことは不可能ではない。ただ実数としてこれはそれほど多いとは承知いたしておりませんけれども、全く一般の原則と同様でござります。

○青柳委員 終わります。

○田中(伊)委員長代理 それでは次に、法務行政に関する件について調査をいたします。

質疑の申し出があります。これを許します。岡沢完治君。

○岡沢委員 最初に高松警察署刑事局長に、その後の大坂刑務所を中心とした入試問題の窃盗にからむ事件について、捜査状況——新聞等でも報道されています。これを許します。岡沢完治君。

○岡沢委員 最初に高松警察署刑事局長に、その後の大坂刑務所を中心とした入試問題の窃盗にからむ事件について、捜査状況——新聞等でも報道されています。それはそれで、そういうふうな捜査の秘密の限界は十分わきまえたつもりで、しかし、社会的に大きな耳目を集めておりますし、捜査の密閉でけつこうでござりますし、またやはり適切な処置とタイミングを失しない措置といふことも必要かと思ひますので、差しつかえない範囲内でその後の捜査状況を明らかにしていただきたいと思います。

○高松政府委員 三月九日までの捜査状況につきましては、先般の十日の当委員会で御報告申し上げました。

それで、その後事件は、御承知のように一月三十日に大坂市西区で妻旭生という男が何者かに殺されました。これはもう一般的の原則によりまして、それがいろいろ調べておきましたうちに、入学試験にからむ何か不正があるようだということです。

○高松政府委員 警察署といたしましては、本件に

ろん中心でやつております。贈収賄関係につきましては、捜査二課の者が応援にかけまして、その点もやつております。それからその仲介者、父兄、それから学生——もう学生は一部でございまして、それども、ある程度それらの関係の人についても調べをいろいろやつております。それまで全部済んだという段階ではございませんが、これらの方のいろいろな態様があるわけでございまして、それらの態様をにらみ合わせまして、その事実判断の問題を検討してまいりたい。これは、おつしやるよう非常にむずかしい点がございます。そういう点で法務省と私ども、あるいは現地の大阪府警と大阪地検というものがそれぞれいま協議しているが、まだ結論が出ていないという状態でございます。

その行為の態様その他がさらに明確になつた場合には、被験者として調べる場合も当然出てくるであろうといふうに私は予想しております。ただ、その場合の適用法が何になるかということは、多少いろいろ問題がある、そういう点でいろいろ関係のほうとも連絡をとりながら検討を加えつつあるのが現在の段階でございます。

○岡沢委員 この事件に関連した学生の処分等につきましては、いま村山大学学術局長もお見えでございますけれども、文部省としてもきびしい態度で臨むべきことは、大臣等の御見解も発表されております。しかし、これはやはりまちようど入学試験の時期であるということを考え、また大学生を持つ父兄がいかに多いかということを考え、また学生自身に与える心理的な影響を考えました場合に、やはり個人的な感情等は抜きにして厳正な態度を求めるのが、私は正しい教育行政の姿勢だとも思いますか、だからといって、責任のない者、あるいは証拠の不十分な者の一生を破滅におとしいれるような軽率な処分もあってはいけない。その辺は非常にむずかしいところでござりますが、それだけに、私はこの事件については、警察庁あるいは今後事件の中心的な役割りを果たされる検察庁あるいは法務省、それから大学あるいは厚生省、これらの連絡といいますか、手続的にあるいは事実関係の情報交換に十分遺憾のない連絡が必要だと思うわけでござりますけれども、特にとりあえず当該学生の処分をなさる場合に手続的にはどういう順序になるのか。たとえば警察からリストをもらわれて、もちろん警察のほうでお調べになつた結果にもよると思いますが、大学当局が第一義的に処分をされる。それを文部省としては、指導監督という問題が大学問題のときには大きな課題になりましたけれども、どの程度の指導性を皆さんのはうで發揮なさるのか、また大学の見解と文部省の見解が違つた場合にどういう措置が法的に講ぜられるのか、あるいは事実上どう

か、その辺、文部省の見解をお聞きしたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 今回の不正入学事件に関与した学生の処置につきましては、前回の当委員会でも御説明申し上げましたように、これは本来的に大学において処置すべき事柄でござりますが、文部省としても必要な助言を与えてまいりたいと思つております。大學といたしましては三月八日いたし、入学取り消しなどのきびしい処置をとるといふ学長談話を発表されております。文部省もこれをお支持しております。なお、三月十日の評議会におきまして、学長の方針を支持し、十人からなる不正入学問題の調査委員会を発足させることを決定いたしております。調査並びにその対処のやり方としては、基本的には入学取り消しなどを含むきびしい処置ということでございますが、御指摘のように、本人の事情等よく調査して、かりそめにもこの事情をよく知らないで間違った処置がとられることがあつてはならないわけでござりますので、その措置をとるあたりましては、まずもつて警察当局等の捜査の結果を承りまして、それに基づきまして慎重に判断の上措置されるものと考えております。

大学の判断と文部省の判断と食い違つた場合どうかといふ御指摘でござりますけれども、学生の入学・卒業の認定というようなことは大学のいわば専管的な事項でございます。大学がただいま御説明しましたような基本方針で進む以上は、文部省の考え方と食い違つが生ずることはないと考えております。

○岡沢委員 いまの御答弁とも関連するわけでございますが、やはりその警察庁の調べがなければ、だれがそれに關係したかということはわからぬわけですね。そういう点で警察庁と大学、あるいは検察庁、法務省と大学との連関關係について、すでに何か事務的な話し合いが進まっているのかどうか、あるいはこれは警察庁のほうから積極的に大学にも御連絡しておられるのか、大学から要求がなければ警察庁としては御連絡にならなか

いのかというような点。
それから大学としては、いわゆる事件の進展とおつしやいますけれども、これは裁判ということになれば、通常の場合でござりますと数ヵ月から数年かかるわけでございまして、どの段階で処分をお考えになるのか。先ほどお答えにございましたように、受験生あるいはその父兄の関係の度合にもおそらく個人個人によつて違うと思ひますし、また本犯であります窃盜なりあるいは贈収賄事件等の関係はどういう時点で大学としてはおとらえになろうとしておられるのか。
その辺、警察の関係との連絡関係、それから大学のいま私がお尋ねした点についての見解をお聞かせいたします。
○村山(松)政府委員 まず大学の対応関係のほうから御説明申し上げます。
不正入学といふことになりますと、こればかりに司法事件、刑事事件に関連がなくとも、大学としてはそういう事実があれば、その事実に基づいた厳正なる措置がとられるわけでござります。しかし、今回はたまたま刑事事件に関連して事情がわかつてしまつましたので、できる限り警察当局等の捜査の結果を大学としては通報を受けまして、それを基礎にして諸般の調査を進めたい、かよううに考えておるようでござります。すでに新聞等に報道される少し前に、その刑事案件の捜査に関連いたしまして、不正入学がからんでおるらしいということで警察から大学に御連絡があつたようございまして、大学としては最初は捜査に協力するという形で関与しておりました。不正入学が、全貌はわからぬまましても、あることは間違いないと判断される時点になりましたので、大学からも警察等に積極的に御連絡を申し上げ、警察のほうからも御連絡をいただいておるようございます。今後も連絡を緊密にいたしまして、できるだけ真相を解明して、正確な事実の上に措置をするということになろうかと思ひます。

し、ある程度仕事をまかすということはやむを得ないと思うのでござりますが、しかし、信用するということと監督するということは別問題でございまして、信用はしても、その毎日の行動を要所を押えてしっかりと監督していくというようなことができなかつたものであろうか、またそれをもつとやるべきではないか。

それから、先ほど申しましたように、このたびの事故につきましては、四十五工場、四十六工場、受刑者が約百人でござります。それに対して、指導その他監督に当たりますのが、技官を含めまして五人でございまして、こちらの印刷機が故障した、そこで技官が故障を直していくときには、故障の修理に夢中になりますから、顧客にいたしまして、看守が四人になる。便所にでも行けば、また三人になるというような状態でございまして、結局、百人の受刑者がおれば三人で監視するというような体制になるおそれがあるわけでございます。

そういうふうになりますときに、はたして監視が十分に行き届くよう適正に注文の量をとったのかどうか、その限界を越えて注文の量をとったのではないか。たとえて申しますと、大阪刑務所におきましては、昭和四十二年の注文学校数と申しますが、注文をいただきました学校数は二十七校でございました。これはあまりにも多いということで、逐年減らしまして、現在は十二校になつておるのでございますが、そういうふうにあまりにも多くの注文をとり、そしてあまりにも多數の紙を管理するというようなことが、そのすぎをねらわれまして、引き抜かれるというようなことになつていつたのではないかというふうに考えるのでござります。

私は、昨日も、係を集めまして協議した際に申したのでございますが、大蔵省造幣局あたりで札を印刷しておるところの管理も一度見学にでもいかなければいかぬなということござりますが、試験問題と申しますのがこのように破格な値段で取引されるということになりますと、試験問題の

印刷工場とくらのものは、非常に高額の有価証券を刷っているような工場とくらになるのであります。そして、そこに、受刑者百人に対して三人あるいは五人といふような看守でいいものであろうか、この辺についても十分徹底的に検討をし直さなければいかぬ、こういふうに考えておる次第でござります。

○岡沢委員 いま、試験問題が有価証券なんという話がありました。結局それは、買う人がある、あるいは入学難、特に医学関係に金がかかる。具体的には、やはりモラルの問題、医師のモラル、あるいはこれに関係した教育者が意外に多い。教育委員長あるいは小学校長といふような方がおられるというようなことを考えました場合、やはりここでそつちの背景について考えざるを得ないと思ひわけございます。

時間もあまりございませんので、詳しい質問は差し控えたいと思ひますが、文部省と厚生省に、何と申しましても医学の入学試験が非常にきびしい、あるいは医師養成制度についての問題点が多い、事件の背景にあつたことはいためないと思ひます。医師の絶対数あるいは新しく医師の資格をとる医学生の定数という問題もきわめて重要な、われわれとしては解決策の一つとして考えざるを得ないと思うわけでございますが、これに関連して、いま具体的に自治大臣が地方の医科大学の養成制度を発表なさっておりますし、この間のテレビでは日本医師会等も賛成だ、厚生省の意見については積極的にお触れになりませんでしたが、文部省あるいは厚生省は、この自治大臣の地方医科大学の新設の構想についてはどういう御見解か、お尋ねいたします。

○村山(松)政府委員 文部省の関係につきまして御説明申し上げます。

今回の事件の背景には、医師が足らないとか、あるいはその結果医学部の志願者が非常に多くて競争が激烈である、それからまた、一部医者といふのは、それだけの金銭的な犠牲を払ってもペイするものかというような事態があるということが

摘のようにもラルの問題ではないかと存する次第ですが、しかし、やはり一番大きな要素は、御指摘の十倍程度の競争率のところも珍しくございませんし、またアメリカにおいては、医師というのには、恐縮でございますけれども、アメリカにおきましても、医学部だけは非常に競争が激烈で、二三十倍程度の競争率のところも珍しくございませんし、またアメリカにおいては、医師というのには、場合によつては日本以上に経済的には恵まれた職業といふ評価もあるわけですが、アメリカにおいてこの種事件が起つたということを聞かないわけでございます。その点におきまして、文部省といつしましては返す返すも遺憾に存するところであります。私どもの一つの反省といつしましては、そういう不正な手段で入学しても修学でき卒業できるという大学教育のあり方についてもつと反省すべき点が多いのではないかと思ひます。本来、大学に入學する能力のない者が不正を手段で入学したにしても、その後の修学についていけない、そういう者は卒業できないといふべきしい大学教育であらねばならないのではないかと思ひます。そういう点で反省いたしたいと思います。

それから、第二点の、自治省の計画しております医科大学の問題でございますが、これはまだ詳細な計画は承つておりますけれども、概要のところは、僻地の医師が確保できない、普通の医科大学を出た者はなかなか僻地に行つてくれないと、いうことからいたしまして、政府つまり自治省でございますが、政府と地方公共団体が必要な資金を出し合いまして学校法人を設立して、したがいまして、形式的には私立の医科大学をつくるという計画でございます。ただ単なる私立の医科大学ではなくて、その資金を持ち寄るという点ももちろん変わっておりますし、また修学中手厚い奨学措置などを講じ、そのかわり卒業すれば一定期間僻地の公立病院等に勤務するという条件を課するような私立の医科大学ということに相なるわけであります。文部省といつしましては、このような

措置をとられなくても、一般の医科大学で問題が処理されるのが、もちろん理想としては望ましいわけありますけれども、現実に僻地の医師が確保できないという事態は否定できないわけでありまして、形式的には私立の医科大学ということであれば、基準に合うものであればそれは認可して差しつかえない、かように考えております。

蛇足ではございますが、特殊の行政目的から特殊の私立大学をつくるということは、厚生省関係で一つ実例がございます。社会福祉の事業に従事する者の確保のために、厚生省が資金のめんどうを見て学校法人をつくり、日本社会事業大学といふのが認可されております。事柄は違いますが、趣旨とするところについては共通する点がある、現行法規に照らしまして可能である、やむを得ないという判断をいたしております。

○松尾政府委員 第一点の医者の絶対数といふものが不足ではないかといふ御質問でござりますが、

私どものほうは、やはり現在のわが国における患者数というようなものと対比をいたしまし

て、現在の医師では非常に足りないという考え方

のもとに目標といふものをつくりまして、文部省

とも十分連絡の上それが達成されるようになります。

お願いをしておるところでございます。

それに関連いたしまして、自治省のいわゆる僻

地大学の問題でござりますけれども、ただいま村

山局長からいろいろと話がありました内容でござりますが、厚生省といたしましても、当初医学

高専というような構想も出ておりましたが、少な

くとも医者の養成といふ問題でござりますので、

中学校卒業という段階で六年——同じ六年かけるの

に中学校卒業者を相手にするといふのは基本的に當初は反対いたしました。しかしながら、いまお話を

いう正規の大学という形で僻地大学をつくりたい

ということでござります。私ども、全体として

医師不足といふ問題もござります。なるべくこれ

がいい大学になりますよう立場に立つて十分に

協力いたしたい、こういう姿勢になつてあるわけ

でございます。

○岡沢委員 いま文部省と厚生省の責任の両局長から御答弁がございました。医師が絶対数として不足しているということには共通の認識でござい

ます。われわれも同感であります。ただ、それを

わかつておりながら、実際に医師をふやす具体的

な努力になりますと、日本医師会がどういう態度

をとるかどうかは別として、私の職業であります

弁護士の世界を考えますと、やはり歐米先進国に比べて非常に数が少ないけれども、日弁連として

は質が低下するということを大義名分にしなが

ら、実際には弁護士の数がふえることを好まな

い。自分の職域を守りたい、ライバルは少なくし

たいというような気持ちが實際には私はあると思

うのです。医師の社会にも私はそれは否定できな

いし、具体的な医師の増加ということになります

と、理屈はいろいろ何とでもつくのですから、

反対をされる。いまは両局長とも、辺地対策とし

ての地方の医科大学の新設について、自治大臣の

構想になれば、

現実には

成る

べき

こと

が本來

ある

べき

こと

が明確

かになり

ません

と、これに對して業務妨害

が明確

かと

いうことは、とうてい

ことになつてお

ります。

一般的な抽象論、この問題から離れて考えまし

た場合、この業務妨害罪といふものを考えました

場合に、この妨害されるべき業務といふものが外

形的業務が妨害されるということ、これが本来

の一つの犯罪の中心的な内容をなしておると思う

のであります。それだけのものかどうかといふ

ようなむずかしい問題があろうかと思うのでござ

ります。一般論といたしましては、私どもは十分

研究をいたしたいと考えておるわけでございま

す。

○岡沢委員 現に具体的な事案が起こり、取り調

べが続行中でござりますね。いまの刑事局長の御

答弁、たとえば昭和八年の判例のよう、業務の

妨害は、業務の執行自体の妨害に限らない。いわ

ゆる今度の場合は試験そのものは平穡に行なわ

れるわけですね。試験の妨害があつたわけじや

ないです。しかし、広義ではわれわれは業務妨

害が成立すると思つてますが、あの判例のよう

に、学校の經營を阻害する場合も適用し得る。全

体の執行を、たとえば試験の作成から入学者の決

定までの段階で不正行為があれば、やはりこれは

業務妨害だといふ解釈に立たれるのか。業務の妨

害といふのをきわめて狭く解されて、試験業務そ

のが。その辺どちらをおとりになるか、お尋ねい

ります。

○辻政府委員 業務そのものが妨害されるとか、

妨害されるような状態になつておるという場合、

は学生について刑事上の責任があるかどうかとい

ります。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 法務省の辻刑事局長せつから御出席

になりましたので、先ほどお尋ねいたしました偽

計業務妨害罪、先ほどの質問にも申し上げました

ように、父兄あるいは特に仲介者等が犯罪として

対象になり得るといふ御見解かどうか、法務省の

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○岡沢委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

ふべき

見解を聞きます。

○辻政府委員 本件の場合の仲介者、父兄あるいは

親戚に医者が多いわけありますけれども、言

<p

これはもうこの業務妨害罪が成立することはもちろんでございますけれども、業務そのものは外形的には行なわれてしまつておる、平穏に行なわれておるという場合でござりますが、この場合について、ただいま岡沢委員の御指摘になりましたような非常に広い意味の業務の適正が阻害されたという点まで、この業務妨害罪が成立するかどうかにつきましては、相当疑問があろうかと思うのでござります。いまの点がまさしく私どもが現在検討しておる問題でござります。

○岡沢委員 検討はわかりますけれども、やはり結論を出してもらわないと、実際に事件は調べられないんじゃないですか。

最後に、大竹政務次官、矯正局長羽山さんにお尋ねをしたいと思います。

先ほどの羽山局長の御答弁でも、たとえば刑務所の役人が事件に介在するといふような場合なら、もう試験問題の漏洩といふのは防ぎ切れないとお話をございました。ある意味では非常に心配な御答弁でもあるわけです。ここでやはりなにかこういふうな事件が、先ほど指摘をいたしましたように刑務所関係で続発するのか。これが單に一件、二件であればわれわれは心配しないわけですが、試験問題の抜き取りだけでも三回あつた。ここ数年来刑務所の汚職、不正というのがほんとうに耳目を聳動しておるわけなんですね。私はやはりこれは単にその人たちだけを責めるというのではなく、まことにこの矯正関係の背景といふものをこの際考え方ざるを得ない。

一つは、小林法務大臣も前に監獄法はこの通常国会で必ず改正する、今度はお出しにもなつていい、約束も守つてもらえない。法令の不備、これはある意味では立法機関のわれわれも責任を問われているということにもなりますが、監獄法の改正自体が全くルーズに扱われてきて、実際にはしがたがない点があらうと思います。あるふはよ

くいわれますよう、刑務官になり手が少ない。仕事上の誇りがない、生きがいを感じる人がない、給与が悪い。いろいろ人の面での対策、やはりいい人を得なければ、あるいは誇りを持つて、責任を持つて仕事を従事できる担当者を確保できなければ、同じような問題が確かに起ると考えるのがむしろ当然になつてくるわけです。これに對する対策、あるいは刑務所の機構上の問題がござりますと思ひますが、これらについての矯正局長と政務次官の見解を聞いて、私の質問を終わります。

○羽山政府委員 監獄法の改正問題は、受刑者の処遇、あるいは刑事被告人の処遇というものが中心でございまして、このたびのような事故といふものに必ずしもつながるものではないようになります。

御質問の第一の点、給与その他の問題でござりますが、これは毎回——毎回申しては語弊がございますが、こういう事故を起こしますたびに給与その他の御質問をいただきまして、何と申しますか、御同情に対しまして甘えるようなことで、はなはだ御遠慮申し上げたいというような気がありますのでございますが、お尋ねをいただきましたのであえてお答えを申し上げます。私どもは現在の刑務官の給与が、その職務と責任にかんがみまして、非常によくつり合ひのとれたものであるといふうには考えていないわけでございます。この点は本年の予算編成に際しましても、大蔵省、人事院その他に相当のお願いをいたしまして、その結果、人事院におきましても大蔵省におきまして、私どもの事務当局いたしましては、相當めんどうを見ていただいたというようなところがある、これをまたさらに伸ばしていきたい、こういふふうに考えておるわけでございます。

いま捜査中の案件でござりますので、どうなるかわかりませんけれども、私どもは平素職員に対しまして、受刑者が出来まして町でばつたり会うとか、あるいは飲み屋で会うとかいうようなとき

に、そういう人からごちそになるというようなことを強く指導いたしてあるのでございます。施設の中では看守であり受刑者であるかもしらぬけれども、施設の外に出たならばわれわれは非常に弱いものだぞ、もし先生一ぱいどうですかといふと申しまして、もし何らかの機会に誘惑に負けたというようなことがあれば、それを直ちに上司に報告してこいということを何回も平素申しておるのでござりますが、どうもときどき誘惑に屈して遊興、まあ大体遊興が始まりでございますが、遊興と申しますか飲食物の提供、それからだんだんと現金を受け取るというような順序にいくよろでございまして、これはまことに私どもの職員の指導監督が不行き届きと云う点もござりますけれども、職員の自覚の欠如と申しますか、まことに遺憾千万でございます。さらにひとつ叱咤激励して責任感と自觉の向上につとめて、そしてこういうような事故を起こさないようになつてまいりたいと思うのでござります。

○大竹政府委員 ただいまの、そしてまた先ほどの局長からの御答弁でもおわかりのとおり、もちろん法律の不備とか待遇の問題とか、いろいろ直接、間接の原因がないとは私ども考えておりませんけれども、やはり一番大きな問題は、いわゆる綱紀が厳しく維持されてない、綱紀が弛緩しているという問題だらうと思うわけでございまして、これは現在刑務所のことが問題にはなつておりますけれども、やはり役所全体、國家公務員全体、地方公務員も含んで、いわゆる役人全体といふとともに関係がある問題でござりますので、もちろん法務省といたしましても、いまお話をございましたように、法律を整備し、規則を整備いたしまして、待遇を改めますとともに、綱紀の厳正な処正維持ということに真剣に取り組んでいかなければならぬのではないかという考え方でおるわけでござります。大臣にもお話しいたしまして、その線に沿うてひとつ微力を尽くしたいと思うわけで

○岡沢委員 終わります。
○田中(伊)委員長代理 次回は十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くことといたしまして、本日は、これにて散会をいたしました。
午後零時四十八分散会

昭和四十六年三月二十二日印刷

昭和四十六年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

午後零時四十八分散全

○西沢委員 終わります。
○田中(伊)委員長代理 次回は十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くことといたしまして、本日は、これにて散会をいたしました。